

大和証券保護預り・振替決済口座管理約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(取引の申込み)</p> <p>第2条 お客様は、この約款の内容を承認し、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ記名、捺印し、当社が定める本人を確認する書類とあわせて当社の本支店又は営業所に提出することにより申込み、当社が承諾した場合に、当社との間の有価証券の保護預り、振替決済に関する契約（以下「契約」といいます。）を締結します。</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第3条の2 当社所定の申込書に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、共通番号等とします。</p> <p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。</p> <p>3 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。</p> <p>(混蔵保管等に関する同意事項)</p> <p>第7条 第5条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い)</p> <p>第8条 第5条第3号の規定により混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p> <p>(償還金等の代理受領)</p> <p>第13条 保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第8条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金又は利</p>	<p>(取引の申込み)</p> <p>第2条 お客様は、この約款の内容を承認し、当社が定める方法により、当社が定める本人を確認する書類を当社の本支店又は営業所に提示又は提出することにより申込み、当社が承諾した場合に、当社との間の有価証券の保護預り、振替決済に関する契約（以下「契約」といいます。）を締結します。</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第3条の2 お客様が本契約の申込み時にお届いただいた住所、氏名又は名称、共通番号等をもって、お届出の住所、氏名又は名称、共通番号等とします。</p> <p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。</p> <p>3 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。</p> <p>(混合保管等に関する同意事項)</p> <p>第7条 第5条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>1～2 (現行どおり)</p> <p>(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)</p> <p>第8条 第5条第3号の規定により混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p> <p>(償還金等の代理受領)</p> <p>第13条 保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第8条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金又は利</p>

現行	改正
<p>金の支払状況によっては、お客様へのお支払いが当該予定日より遅延する場合がございます。</p>	<p>金の支払状況によっては、お客様へのお支払いが当該予定日より遅延する場合がございます。</p>
<p>(振替決済口座の開設)</p>	<p>(振替決済口座の開設)</p>
<p>第22条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめお客様から当社所定の<u>申込書</u>によりお申込みいただきます。</p>	<p>第22条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめお客様から当社所定の<u>手続き</u>によりお申込みいただきます。</p>
<p>2～4 (省 略)</p>	<p>2～4 (現行どおり)</p>
<p>(お客様への報告・連絡事項)</p>	<p>(お客様への報告・連絡事項)</p>
<p>第44条 (省 略)</p>	<p>第44条 (現行どおり)</p>
<p>1 (省 略)</p>	<p>1 (現行どおり)</p>
<p>2 <u>混蔵</u> 保管中の債券について第8条の規定に基づき決定された償還額</p>	<p>2 <u>混合</u> 保管中の債券について第8条の規定に基づき決定された償還額</p>
<p>3～4 (省 略)</p>	<p>3～4 (現行どおり)</p>
<p>2～5 (省 略)</p>	<p>2～5 (現行どおり)</p>
<p>(届出事項の変更)</p>	<p>(届出事項の変更)</p>
<p>第45条 <u>お届けの印鑑</u>、所在地、氏名又は名称、共通番号等の事項に変更があったとき、及び以下に掲げる者（以下「上場会社等の主要株主等」という。）に該当することとなった場合には、お客様は当社所定の手続きに従って遅滞なくお取扱部店にお届出ください。この場合、必要に応じて、印鑑証明書、登記事項証明書等の本人確認書類をご提出又は法人番号指定通知書等をご提示いただきます。</p>	<p>第45条 所在地、氏名又は名称、共通番号、<u>お届けの印鑑等</u>の事項に変更があったとき又は<u>届出の印鑑を紛失したとき</u>、及び以下に掲げる者（以下「上場会社等の主要株主等」という。）に該当することとなった場合には、お客様は当社所定の手続きに従って遅滞なくお取扱部店にお届出ください。この場合、必要に応じて、印鑑証明書、登記事項証明書等の本人確認書類をご提出又は法人番号指定通知書等をご提示いただきます。</p>
<p>〈上場会社等の主要株主等〉</p>	<p>〈上場会社等の主要株主等〉</p>
<p>1～4 (省 略)</p>	<p>1～4 (現行どおり)</p>
<p>2 (省 略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 <u>印章を喪失されたためお届け印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押捺してご提出ください。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p>4 <u>前項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p>5 第1項 から 第3項によりお届けがあった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ、お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引には応じません。</p>	<p>3 第1項 <u>及び</u>第2項によりお届けがあった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ、お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引には応じません。</p>
<p>(料金)</p>	<p>(料金)</p>
<p>第47条 (省 略)</p>	<p>第47条 (現行どおり)</p>
<p>2～3 (省 略)</p>	<p>2～3 (現行どおり)</p>
<p>4 (省 略)</p>	<p>4 (現行どおり)</p>
<p>1 第48条第3号から第12号により第2項の料金の計算期間の途中で契約を解除する場合は、第2項の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額</p>	<p>1 第48条第3号から第11号により第2項の料金の計算期間の途中で契約を解除する場合は、第2項の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額</p>

現行	改正
<p>2 (省 略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第48条 (省 略)</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p><u>3 第52条に定めるこの約款の変更に同意されない場合</u></p> <p><u>4～12</u> (省 略)</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第52条 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、変更されることがあります。<u>なお、この約款の内容が変更され、お客様の従来の権利を制限したり新たな義務を課すことになる場合には、その変更事項をご通知させていただきます。また、上記にかかわらずその内容が軽微な場合には、当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>附 則 この約款は、<u>令和元年7月16日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第48条 (現行どおり)</p> <p>1～2 (現行どおり)</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p><u>3～11</u> (現行どおり)</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第52条 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、<u>又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>附 則 この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>